

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第122号）（教育委員会事務局生涯学習部）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市生涯学習総合センターの使用料の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第122号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例

京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。

「

6,890 <sup>円</sup>	8,220 <sup>円</sup>	9,660 <sup>円</sup>
11,000	13,680	16,450
8,220	9,660	11,000
7,610	8,940	10,280
9,770	11,210	12,650
4,830	5,450	6,270
5,450	6,890	8,220
16,450	20,570	24,680
7,500	8,940	10,380
7,500	8,940	10,380
4,520	5,240	5,960
4,520	5,240	5,960
4,520	5,240	5,960
8,940	10,380	12,030
4,520	5,240	5,960
4,110	4,830	5,450
23,860	29,820	35,890
10,590	12,340	13,980
5,240	6,370	7,400
8,840	10,590	12,240
5,860	6,780	7,610
2,880	3,290	3,700

別表第1備考以外の部分中

4, 6 2 0	5, 3 4 0	5, 9 6 0
----------	----------	----------

」

「

7, 0 1 0 <sup>円</sup>	8, 3 8 0 <sup>円</sup>	9, 8 4 0 <sup>円</sup>
1 1, 2 0 0	1 3, 9 3 0	1 6, 7 6 0
8, 3 8 0	9, 8 4 0	1 1, 2 0 0
7, 7 5 0	9, 1 1 0	1 0, 4 7 0
9, 9 5 0	1 1, 4 1 0	1 2, 8 8 0
4, 9 2 0	5, 5 5 0	6, 3 9 0
5, 5 5 0	7, 0 1 0	8, 3 8 0
1 6, 7 6 0	2 0, 9 5 0	2 5, 1 4 0
7, 6 4 0	9, 1 1 0	1 0, 5 8 0
7, 6 4 0	9, 1 1 0	1 0, 5 8 0
4, 6 0 0	5, 3 4 0	6, 0 7 0
4, 6 0 0	5, 3 4 0	6, 0 7 0
4, 6 0 0	5, 3 4 0	6, 0 7 0
9, 1 1 0	1 0, 5 8 0	1 2, 2 5 0
4, 6 0 0	5, 3 4 0	6, 0 7 0
4, 1 8 0	4, 9 1 0	5, 5 5 0
2 4, 3 0 0	3 0, 3 8 0	3 6, 5 6 0
1 0, 7 9 0	1 2, 5 7 0	1 4, 2 4 0
5, 3 4 0	6, 4 9 0	7, 5 4 0
9, 0 0 0	1 0, 7 9 0	1 2, 4 6 0
5, 9 7 0	6, 9 1 0	7, 7 5 0
2, 9 3 0	3, 3 5 0	3, 7 7 0
4, 7 1 0	5, 4 4 0	6, 0 7 0

を

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市生涯学習総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局生涯学習部)